

聖籠町教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第24号

聖籠町教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、聖籠町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成27年聖籠町条例第5号。以下「条例」という。)の規定に基づき、聖籠町教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の特例)

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 妊娠中のため業務により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- (2) 庁舎内において、赤十字血液センターの実施する献血に協力する場合
- (3) 町の行政運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (4) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条又は第60条第1項の規定により、審査請求等をし、又は審査請求人として出頭する場合
- (5) 国又は地方公共団体が法令又は条例等に基づき設置した委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員として、その事務を行う場合
- (6) 国又は地方公共団体の機関、学校その他本町の行政の運営上関係ある団体等から委嘱を受け、講演、講義及び審査等を行う場合
- (7) 国又は地方公共団体が主催する行事に役員又は構成員として参加する場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた場合(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、

教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。